

施設整備計画について

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第 12 条第 4 項の規定に基づき「土浦市公立学校等施設整備計画」を公表いたします。

学校等施設の改築や補強、大規模改造等の耐震関連経費等について、国の交付金の交付を受ける地方公共団体は、文部科学大臣が定める「施設整備基本計画」に即して「施設整備計画」を作成し、公表することが義務付けられています。